

令和5年度帯広市障害福祉 サービス事業所等集団指導 (特定相談支援・障害児相談支援)

帯広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課

福祉支援室障害福祉課

こども福祉室子育て支援課

内 容

- 1 各種届出等について
- 2 指導監査について
- 3 実地指導における主な指摘事項について
- 4 令和6年度から義務化される事項について

1 各種届出等について

届け出が必要なとき・届出のタイミング①

変更届

事業者や事業所に関する内容が変更となった場合

▶変更となった日から**10日以内**

廃止届・休止届

事業を廃止・休止するとき

▶廃止・休止の**1か月前まで**

再開届

休止した事業を再開したとき

▶事業を再開したときから**10日以内**

届け出が必要なとき・届出のタイミング②

体制届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出）

- ・ 加算の新規取得
- ・ 報酬、加算区分の変更
- ・ 加算の算定終了
- ・ 報酬改定時

加算等の算定の開始時期

- ・ 届出が月の15日以前になされたもの ▶ **翌月**から算定開始
- ・ 届出が月の16日以降になされたもの ▶ **翌々月**から算定開始

⚠報酬区分を下げる・加算の算定を終了する場合は、速やかに届け出ること。

指定更新手続きについて①

指定の有効期間

▶ 指定日から **6年**

⚠ 6年ごとに指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失うことになり、報酬の請求ができなくなります。

⚠ 指定基準を満たしていない場合や、申請法人や役員等が過去に指定取消処分を受けている場合など、法律上の欠格事由に該当する場合は、指定更新を受けられません。

指定更新手続きについて②

更新勧奨・審査

- ✓ 原則として指定有効期間満了日が属する月の前々月に更新勧奨（メール）を通知します。
- ✓ 帯広市から連絡がない場合は、事業所と帯広市で把握している指定満了日に相違があることが考えられるため、地域福祉課まで連絡をお願いします。
- ✓ 事業所の指定決定通知書や指定更新決定通知書をもとに指定満了日がいつになるか確認してください。
- ✓ 提出書類をもとに審査し、指定更新の要件を全て満たす場合は、指定更新決定通知書を送付します。

2 指導監査について

実地指導について

方針

法令等の基準に定めるサービス内容（人員、設備、運営）及び給付費等の請求について周知徹底・指導・助言

目的

「サービスの質の確保」「給付費等の適正化」を図る

形態

実地指導：事業所を訪問し、関係書類を閲覧及び関係者からのヒアリング方式

集団指導：一定の場所に集める講習等の方式

実地指導の通常の流れ

指導約 1 か月前

事前に日程調整したうえで、実施通知・自己点検表を送付

事前準備

自己点検表をもとに自己点検、必要書類の作成・準備

指導当日

事業所内の巡回、書類確認、ヒアリング、講評

指導約 1 か月後

結果通知を送付

結果通知後

文書指導事項がある場合は、改善状況報告書を30日以内に市に提出

監査について

目的

サービス提供や給付費等請求の不正、著しい不当の疑いが発生した場合、事実関係を的確に把握し、「公正」かつ「適正」な措置を実施

監査のきっかけ

- ・ 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ・ 実地指導で確認した情報 など

監査方法

- ・ 報告、帳簿書類の提出・提出命令
- ・ 出頭を求めて関係者への質問
- ・ 事業所へ立ち入り、その設備・帳簿書類その他の物件の調査

3 実地指導における主な指摘事項 について

略称省令名等一覧

- 「者・基準省令」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)
- 「児・基準省令」：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)
- 「算定基準」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日号外厚生労働省告示第125号)
- 「留意事項」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の算定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号）
- 「Q&A」：相談支援に関するQ&A（令和3年4月8日）

事業所に掲示が必要な事項が掲示されていない。

▶以下の事項を事業所に掲示する必要がある。

- ・ 運営規程の概要
- ・ 基本相談支援及び計画相談支援の実施状況
- ・ 相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制
- ・ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

留意事項

- ✓ 利用者等の見やすい場所に掲示すること。
- ✓ ファイリングした書類を備え置き、自由に閲覧できるようにしておくことで掲示に代えることができる。
- ✓ 最新のものが掲示されているか確認する。

虐待防止のための委員会が開催されていない。

▶令和4年度より虐待防止措置について以下の事項を義務化。

- ・虐待防止に関する責任者の選定
- ・虐待防止のための委員会の開催
- ・虐待防止のための研修の実施

留意事項

- ✓ 虐待防止委員会は定期的開催（年1回以上）すること。
- ✓ 法人単位の設置も可能だが、管理者や虐待防止担当者は参加すること。
- ✓ 委員会の結果について従業員へ周知を行うこと。

虐待防止のための研修が開催されていない。

▶令和4年度より虐待防止措置について以下の事項を義務化。

- ・虐待防止に関する責任者の選定
- ・虐待防止のための委員会の開催
- ・虐待防止のための研修の実施

留意事項

- ✓ 研修は定期的に行う（年1回以上）すること。
- ✓ 研修の実施内容を記録すること。
- ✓ 事業所の職員研修のほか、協議会や基幹相談支援センターなど他機関が実施する研修に参加でも差し支えない。

計画作成の事前モニタリング請求について

算定基準、Q&A : 問55

サービス等利用計画作成前のモニタリングについて継続サービス利用支援費を算定していた。

▶ サービス利用支援費はモニタリング作成費も含んでいるため、一連の支援である計画作成前のモニタリングについて、別に継続サービス利用支援費を請求することはできない。

留意事項

- ✓ 「Q&A」問55にあるように、サービス等利用計画を作成するための一連の流れで行われたモニタリングは、月を跨いだ場合も継続サービス利用支援費を請求することはできない。

例

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
状況	モニタ月							更新月
計画作成日								12月1日
モニタリング日	5月12日						11月28日	12月28日
請求費	サービス利用支援費	×	×	×	×	×	×	◎
	継続サービス利用支援費	◎	×	×	×	×	×	◎

法定代理受領により計画相談支援給付費の支給を受けたが、対象者にその額を通知していなかった。

▶ 計画相談支援給付費の法定代理受領を行う場合は、その給付額を対象者に通知する必要がある。

記録すべき内容に不備があった。

- ▶ 各種加算の算定のためには、その対応記録を保存する必要があるが、記録の内容が不足している。

留意事項

- ✓ 指導の中で多く見られたのは、会議や打ち合わせの開始時刻と終了時刻の記録漏れ。
- ✓ 加算ごとに残すべき記録の内容が異なるが、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2（令和3年4月8日）」問28に各種加算の記録すべき内容が見やすくまとめられている。

4 令和6年度から義務化される事項 について

令和6年度から義務化される事項について

- ▶令和3年度報酬改定において、以下の事項については、
令和5年度末（令和6年3月31日）で経過措置が終了予定

- ・ **業務継続の取り組み（BCP）**
- ・ **感染対策の強化**

※当該経過措置の終了まで残すところわずかとなっています。

運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

業務継続の取り組み（BCP）

▶感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスを受けられるようにするため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る観点から以下の内容を義務化

- ・ **業務継続に向けた計画の策定、従業員への周知**
- ・ **定期的な研修・訓練（シミュレーション）の実施**
- ・ **定期的な業務継続計画の見直し**

※業務継続計画作成にあたっての参考資料（以下、厚生労働省作成）

「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン」

「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

「障害福祉サービス事業所等における業務継続計画作成支援に関する研修動画」

感染対策の強化

▶感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、
以下の内容を義務化

- ・ **感染症対策委員会の定期的な開催、従業者への周知**
- ・ **指針の整備**
- ・ **定期的な研修・訓練（シミュレーション）の実施**

※指針の記載内容や研修実施の参考資料（以下、厚生労働省作成）

「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染症対策マニュアル」

「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引きについて」

集団指導は以上です。

ありがとうございました。

「電子申請サービス」により受講報告をしてください。

報告をもって受講完了とさせていただきます。

報告期限 令和 6年 4月 18日 (木)

【電子申請サービス】

QRコードの読み取りはこちらから👉

